

タイトル	物価高騰下における支援策として水道・下水道の基本料金を無償化				
内容	<p>物価高騰や不安定な地域経済に対して不安を感じる市民の声が届く中、直接市民生活に影響がある食料品や光熱費に対し、国は支援を行っています。</p> <p>こうした中、市民に寄り添う基礎自治体として、いち早く家計の負担軽減を図る必要があることから、市独自で行うことができ、市でしかできない支援策を検討し、水道および下水道の基本料金について、無償化を実施することとしました。</p> <p>対象は概ね水道が 19,800 件、下水道が 6,600 件で、今年 8 月から翌年 3 月までの 8 カ月間に請求する料金のうち基本料金（税込）分となります。20 m<sup>3</sup>を超え使った分に応じてかかる料金はこれまで通り請求されます。水道料金は、接続している給水管のサイズによって異なり、今回無償となるのは</p> <p>13 ミリ 1,560 円 20 ミリ 2,350 円 25 ミリ 2,945 円 などです。</p> <p>下水道使用料は、0 m<sup>3</sup>～20 m<sup>3</sup>までを固定しているため、使用されている方は全て一回の請求額のうち 1,815 円となります。</p> <p>上下水道を使用している一般家庭の場合は、概ね 1 回の支払い額 3,375 円、期間中 4 回の支払い分を合計すると 13,500 円の負担軽減になります。</p> <p>なお、関連する予算 195,000 千円を 6 月議会に提案し、議決を受けました。今回の措置は、市の一般会計からの補填を受けて実施するため、上下水道の維持管理や財政収支には影響はありません。</p> <p>対象者：市の水道・下水道を利用している契約者の方（申請不要） 内容：上下水道料金の基本料金を免除 期間：令和 7 年 8 月～令和 8 年 3 月まで</p>				
問合せ	上下水道管理課	担当者名	小俣	連絡先	内線 610
備考					